

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三川町長

市町村名 (市町村コード)	三川町 (64262)
地域名 (地域内農業集落名)	三川地区 (横山上、横山中、横山下、土橋、助川、堤野、横内、竹原田、加藤、菱沼、小尺、横川、横川新田、青山、天神堂、尾花、猪子、成田新田、東沼、すみよし、三本木、対馬、上町、押切中町、押切下町、落合、土口)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月28日(第1回) 令和6年10月31日(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業者の高齢化や後継者の不在により、多くの集落で農業の担い手が不足しており、新たな受け手(担い手)の確保が急務となっている。集落内外の担い手と連携して農地の適正利用を行い、耕作放棄地を生み出さない取り組みが必要となっている。

・農業者の減少により、農道の草刈りや水路の泥上げなど共同作業を行うための人数が不足しており、農業用施設の維持管理に係る一人当たりの負担が増加している。

・農業用機械等の高騰による設備投資の限界が理由で離農する(離農を考える)農家も増えてきており、機械や設備の更新を検討するタイミングが離農を考えるタイミングの一つになっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻栽培が全体の9割を占めており、引き続き水稻を主要作物として取り組んでいく。

・農業者の農業経営の意向を尊重しつつ、可能な限り有機栽培米・特別栽培米の取り組みを拡大していく。

・地域農業を守るためにも、農業後継者や新規就農者の育成・確保に取り組んでいく。

・担い手となる認定農業者や認定新規就農者への農地の集積・集約化を進めるとともに、スマート農業の普及を進め、農作業の効率化を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2,065 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2,065 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への農地集積率が80%を超えているものの、引き続き認定農業者や新規就農者を中心に農地集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農・経営規模縮小の農業者については、基本的に農地中間管理機構に農地を貸し付け、認定農業者や新規就農者への段階的な集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
全域で基盤整備が完了しているものの、完了から40年余りが経過していることから、地権者や耕作者等の意向を踏まえつつ、圃場の大区画化や漏水対策、排水路の管路化や埋設等の基盤整備の実施について検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町や農業委員会、県や農協など農業関係機関・団体と連携して、就農相談から営農定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため共同屋外防除作業や堆肥散布作業は、引き続き外部団体へ委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒	☐ ⑦保全・管理等	☒	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ②農業者の農業経営の意向を尊重しつつ、可能な限り有機栽培米・特別栽培米の取り組みを拡大していく。
 ③スマート農業を推進し、作業の効率化・省力化に取り組んでいく。
 ⑦入作者に対する草刈りや水管理等にかかるルール of 徹底について協議していく。
 ⑧農業者の意向を踏まえたうえで、圃場や農業用施設の修繕、共同乾燥調製施設等の更新等を検討していく。